●特別工業地区の建築制限

特別工業地区(準工業地域内に別途指定)で東京都台東区特別工業地区建築条例(平成15年12月15日台東区条例第51号)により制限される建築物は、おおよそ次の表のとおりです。

- 1. 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が 450 mを超えるもの ただし、作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とした印刷製 本等の事業を営む工場については、500 mを超えるもの
- 2. スプリングハンマーを使用する金属の鍛造を営む工場、木材の引き割り又はかんな削りで出力の合計が3.75 キロワットを超える原動機を使用する工場他
- 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第一号から第三号までに該当するキャバレー、ナイトクラブ、バーなど

◆「東京都台東区特別工業地区建築条例(抄)」

第4条 特別工業地区内においては、次の各号に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途の変更をしてはならない。ただし、区長が付近住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 450 平方メートルを超えるもの。
 - ただし、次のいずれにも該当するものを除く。
 - ア 印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの
 - イ 作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えないもの
 - ウ 作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としたもの
- (2) 次に掲げる事業を営む工場
 - ア 骨炭その他の動物質炭の製造
 - イ かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製
 - 造
 - ウ ガラスの製造又は砂吹
 - エ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
 - オ 練炭の製造
 - カ 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が 3.75 キロワットを超える原 動機を使用するもの
 - キ 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の 粉砕で原動機を使用するもの
 - ク レディミクストコンクリートの製造
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号までに規定する営業に該当するもの。

上記地区の指定状況は、都市計画課 5246-1363 (5階⑤番窓口)へ

上記地区の規制詳細は、建築課 5246-1334(5階⑪番窓口)へ

お問い合わせ下さい。